

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドのお申し込み手数料、信託報酬等の詳細は目論見書をご覧ください。
- 販売手数料は、購入金額(購入口数×約定日の基準価格)にファンドごとの手数料を乗じた額とします。
- 金額指定でご購入の場合、指定金額の中から販売手数料(税込)をご負担いただきますので、指定金額全額が投資信託の購入金額となるものではありません。
- 約定金額指定でご購入の場合、指定金額の中に販売手数料は含まれませんので、指定金額全額が投資信託の購入金額となります。購入金額とは別に、販売手数料をいただきます。

【当ファンドに係る金融商品取引契約の概要】

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行ないます。

【当社が行なう金融商品取引業の内容および方法の概要】

当社が行なう金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行なわれる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。(外国投資信託の場合は、外国証券取引口座の開設が必須となります。)
- お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。(前受金等をいただく場合があります。)
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします。(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

【当ファンドの販売会社の概要】

商号等 アイザワ証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号

本社所在地 〒105-7307 東京都港区東新橋一丁目9番1号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC)

資本金 30億円(2025年3月末現在)

主な事業 金融商品取引業

設立年月 2021年4月1日

連絡先 お取引のある店舗にご連絡ください

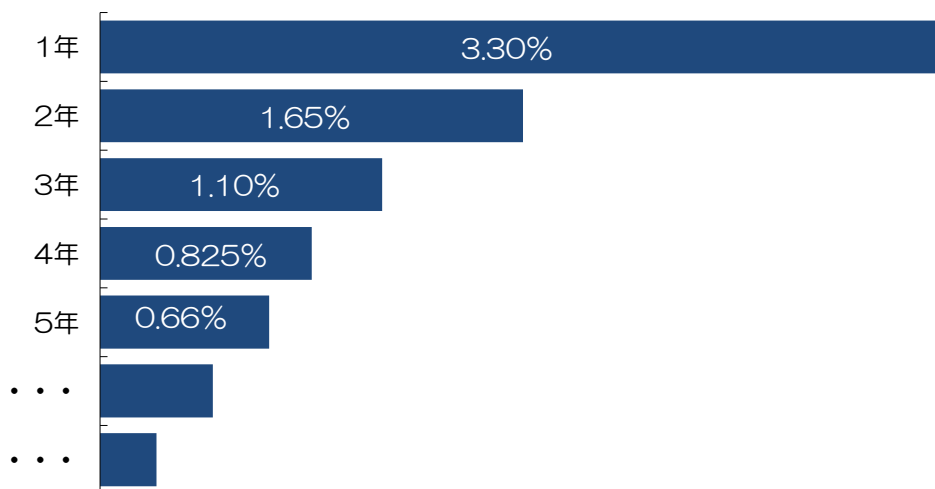
販売手数料に関するご説明

別紙

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.30%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。